

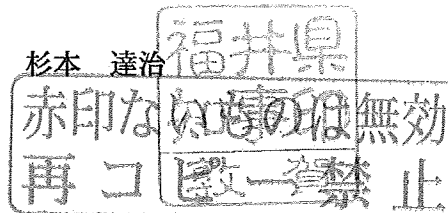
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋富沢町5番4号

氏 名 シグマテック株式会社 代表取締役 深江 伯史
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和 7年8月19日
令和14年5月15日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物または六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンまたはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上8種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成25年5月16日 新規許可
- (2) 平成30年5月24日 更新許可・優良認定
- (3) 令和7年8月19日 更新許可・優良認定

赤印ないものは無効
再コピー禁止

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無